
3番 堀江洋子 議員

議長（中西 康雄君）

通告順8番、堀江洋子議員の発言を許可します。

3番（堀江 洋子君）

日本共産党の堀江洋子でございます。

まず、1点目にお伺いをいたします。JRの駅前の駐輪場の整備についてお伺いをするものですが、これはですね、三瀬谷地区のお母さんからのいただいた声なんです、子どもさんが三瀬谷駅を利用して高校へ通学をしているということで、自宅からは三瀬谷駅まで自転車通学ということで、駅前に自転車を止めて行っているんですけども、雨が降ったりすると大変困るということで、今はJRの駅の用地になってくると思うんですが、そこに何台か自転車も止まっていますし、置かせてもらっているという状況であります。

雨降るとカッパを持っていても、駅から下りてカッパを着る間に濡れてしまいますよね。何とか整備をしてほしいんだという声が寄せられておりますので、まず1点目にですね、町内にはJRの駅が4つあるということで、それぞれのJRの駅前の駐輪場の状況について、まずお伺いをするものがございます。

2点目には、さきほども申しましたように、駐輪場の整備を求めるものがございます。見解を伺います。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それでは、ＪＲ駅前の駐輪場整備についてお答えをいたします。

まず１点目の町内のＪＲ駅前の駐輪場の状況でございますが、大台町内のＪＲ駅すべてには、有料の駐輪場が営まれていたようでございます。まず滝原駅では、昭和５９年ごろに駅前近くにありました有料駐輪場が閉店となっており、同駅への利用者の自転車駐輪状況につきましては、駅前敷地内の一角に１２台ほど露天で駐輪されております。

三瀬谷駅につきましては、平成１７年末に駅前の有料駐輪場が閉店となり、三瀬谷駅前敷地内の一角に４０台ほどが露天で駐輪されております。

川添駅につきましては、有料駐輪場が現在も営まれておりまして、通勤通学の方々が利用していると思われませんが、駅前敷地内の一角に５台ほど露天で駐輪されている状況であります。

栃原駅では、駅前で有料の駐輪場が営まれており、通勤通学に利用されているようでございますが、駅前敷地内の一角に１５台ほどが露天で駐輪をされております。以上が、大台町地内の４つのＪＲ駅における自転車の駐輪状況でございます。

次に、２点目の駐輪場を整備することについてでございますが、毎日の通勤や通学で自転車をご利用の皆さまに少しでも快適な通勤通学ができるようお手伝い出来たらと考え、幸いにもＪＲ駅前周辺には町有地もありますことから、駅前に駐輪場がない２駅について整備の方向で準備を進めたいと存じますので、ご理解をお願いし答弁とさせていただきます。

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

３番（堀江 洋子君）

２駅について駐輪場を整備、準備を進めていきたいという答弁がございましたが、大変前向きな答

弁ではありましたけれども、予算化というか、準備を進める段階で予算化もされないといけないと思うんですけれども、早急にですね整備をしていただきたいというお母さんの声もありますので、12月の補正で対応されるのか、それともその新年度、来年度の新年度の予算で対応をしていく考えなのか、その点について伺いをいたしたいと思います。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

準備をすと言いますと、来年度の当初予算ということでお考えいただいてもいいかと思いますが、2駅いっぺんにというには事業費の算定もこれ全然しておりませんのでね、そこら辺もやらなくちゃならない。また他の事業との関連もやらなくちゃならないということで、一遍にやるのか、あるいは2ヶ年になるのかということは、まだわかりませんが、早急な形で一つひとつ対応していきたいなと思います。

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

準備段階も必要やと思いますけれども、この高校生、今、高校3年生のお子さんはですね、来年度予算になってしまえばですね、諦めないで、今の現状が続くわけでありまして、来年整備してもらっても、ほかのお子さんやその利用される方はいいかと思いますが、もうちょっと、その来年と

言わずにですね、そこまで前向きに考えてくださるのであれば、是非ともですね、12月の補正予算には計上をされるぐらいの思いを持っていただきたいと思うんですが、再度答弁を求めます。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

補正で出てくるとですね、緊急やむを得ないという、そういう状況がございます。これまでこれ突然降って沸いてきたような話なんです、それなりに皆さん辛抱しながらですね、やってきていただいたということは状況としてわかりますが、その緊急性がですね、今12月にどうしてもせなあかのかよということになると、それは早ければ早いほどいいさということになるわけなんです、こういった代物については、今すぐにそれはあればいいけども、通常ですと、そういう当初予算に計上しながらですね、対応していくという、そういう物事の整理になろうかと思えます。

そういうことで、申し上げたのは当初予算ということで申し上げておるようなことでございますんで、補正でいきますと、何で補正なんやなということが出てくるんですね。いやいや言いますよ、他のことは。そういうことでございますんで、ご理解いただきたいなというふうに思います。以上です。

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

それでは、2点目の質問に移ります。

保育制度の見直しについてお伺いをいたします。

現在のですね、保育制度の枠組みというものは、まずまず市場化されたものではありません。直接契約というものも導入もされておられませんし、民間の保育所にも公費負担の原則が堅持をされております。

また、保育料負担の基本原則というのは、能力に応じた応能負担となっております。最低基準そのものもなくなっておりません。最低基準をクリアしないと保育所として認可されることもできないということで、このことによって保育の公共性とか継続性が保障をされているという状況です。

こうしたですね、保育制度の枠組み全体を変えようということで、財界と政府が一体になりまして、総攻撃をかけてきているというのが現状であります。経済財政諮問会議や地方分権改革推進委員会などがですね、保育制度の見直しを求める提言を発表をいたしております。第1次勧告を見ましても、認定子ども園制度の抜本的な運用改善ということで、20年度中に実施に着手、一本化に向けた制度改革ということで20年度中に結論ということ、またそれから保育所の保育に欠ける入所要件の見直し、直接契約方式の採用等について、総合的な検討に着手をするということで、このことは20年中に結論を得るということです。

また、放課後児童対策事業をさらなる一本化の方向で改善するというので、このことは21年度から実施をするという、こういった地方分権改革推進委員会の第1次勧告も出ております。

それですね、この施設設備、それから職員配置ということについては、この全国一律の最低基準がありますけれども、この基準を廃止して地方に委ねていくと、それから保育が必要な子どもへの保育提供に、今はその市町村が責任を持っております。今の現在の方式からですね、それを保護者と事業者が直接契約を結ぶ方式に変えると、こういったものが大きな問題になっておりまして、これが年内に結論を得るとされておりますよね。

そこで、この保育現場は大変このことに危機感を持っていらっしゃいます。それぞれ保育団体ですけれども、全国保育団体連絡会というのもございまして、これは6月に国会に直接入所方式の導入反対、最低基準の抜本改善を求める請願書を提出をしまして、全会一致で衆参両院でこの採択をされました。

また、全国保育協議会というのもございまして、同じく6月に市場原理による直接契約導入に反対などという緊急提言を発表をいたしております。また全国私立保育園連盟という団体も最低基準を廃止して、自治体ごとの条例による独立基準に切り替えることに反対というアピールを発表もいたしております。

この三重県内を見ても、県下それぞれ取り組みといたしまして、保育の4団体の方が保育

制度の改革の見直しを求める意見書の提出を求める請願を、それぞれの市町に提出をしていくという運動や取り組みを、保育の4団体の方が行っておりまして、この9月議会で提出をされたところ、また12月に出版される予定であるというところで、初めての取り組みということで保育に関する、保育の現場に関する方はさきほども申しましたけれども、保育制度の改革に向けて大変危機感を持っていらっしゃいます。

そこでお伺いをいたしますけれども、さきほども申しましたように、まず1点目にですね、保育に欠ける入所要件の緩和は、福祉を受ける権利から子育て支援に一般化しようという流れかということでお伺いをしたいわけですが、入所要件の緩和というのは保育に欠ける子どもも、欠けない子どもも保育が必要だということで、子どもはすべて皆が入所できるようにするということでもありますけれども、それは聞けばとてもいいことのように思われることではありますけれども、でも本当のその意味する中身というのは、保育がその福祉を受ける権利というものから、子育て支援一般に置き換わっていくということで、保育所が児童福祉施設から子育て支援施設に切り替わっていくことであるというふうに考えますし、これまで保育に欠ける子どもということで、保育が実施されてきたわけですが、そういった子どもが排除されてしまったという危機感も、大変私は持っておりますので、その点について見解を求めるものでございます。

2点目に、直接契約方式の変更が検討をされておりますが、行政の責任が大きく後退していくことにならないかということで、私は危機感を持つものでありますけれども、この入所方式のというのは、市町村が入園先や保育料の決定に責任を持つ現在の方式から、利用者と保護者とですね園との、その直接契約方式への変更がこう検討されているわけですが、行政の責任が今の責任がですね、大きく後退することになっていかないかについてお伺いをいたします。

また3点目に、認可保育所をつくる際に守ることになっております施設面積や、職員配置などを定めた国の最低基準の引き下げ、そして廃止ということがねらわれているわけですが、設置基準の見直しは財政状況によって地域格差が生れることになるのではないかとということで、お伺いをいたします。

4点目に、政府はさきほども申しましたけれども、財界の再三の要求を受けて、国と自治体の責任で実施してきた公的保育制度を解体しようとしているわけですが、この制度の改革のねらいというのは、保育分野への企業参入ということであると私は思っております。保育を市場化し営利企業の儲けの場にするものであり、公的保育を崩していくということではないかというふうに考えますので、見解を求めます。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それでは、保育制度の見直しについてお答えをいたします。

1点目の「保育に欠ける」入所要件の緩和についてでございますが、まず保育制度の見直しにつきましては、平成20年2月15日に開催をされました経済財政諮問会議の中で、新雇用戦略について議論され、女性の就業につきまして、これまで待機児童ゼロ作戦として、認定子ども園の設置等の対策が進められてきましたが、子育てによる離職があることなど、子育て世代の女性の就業率が、まだまだ低いことから、これまでの待機児童ゼロ作戦ではなく、本格的な新しい待機児童ゼロ作戦を策定する必要があるという意見が出されました。

それを受けた形で、2月27日に厚生労働省が「新待機児童ゼロ作戦について」を発表し、その中で取り上げられていることですが、趣旨として、少子化はわが国の活力にもかかわる問題として位置づけ、重点戦略として結婚や出産、子育てに関する国民の希望を実現するために、働き方を見直しによる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」とっておるようでございますが、この調和の実現、そして親の就労と子どもの育成の両立と、家庭における子育てを包括的に支援するための「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築の2つの取り組みを車の両輪として進めていくというものでございます。

そして、10年後の目標として保育サービスの利用児童数を、今より100万人増やすことが盛り込まれております。ます。

また、平成20年6月20日付け、地方分権改革推進本部決定の地方分権改革推進要綱によりますと、くらしづくり分野関係の項で、認定こども園制度の制度改革や保育所の「保育に欠ける」という入所要件の見直しや、保護者と保育サービス提供者との直接契約方式について、今年度中に結論を得るとしてあります。

そこで、議員お尋ねの「保育に欠ける」入所要件の緩和は、福祉を受ける権利から子育て支援に一般化しようという流れかということにつきましては、さきに申し上げましたとおり、国は今年度中に

結論を得ていくということですので、国の考え方については詳細な把握はできませんが、今年3月に閣議決定がなされました「規制改革推進のための3カ年計画」によりますと、児童福祉法で決められている「保育に欠ける」ということにつきまして、保護者の就業状況や就労形態の多様化及び核家族化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているのに、それに応じた見直しがなされていないとして、待機児童の多い都市部の例を出して、パートタイム勤務は入所できないとの指摘があるなどを問題視しております。

当町におきましては、「保育に欠ける」との概念につきましては、今の時代に即応した形で、パート勤務のご家庭も「保育に欠ける」との認識をしておりますので、保育入所を決定させていただいております。

また、緩和による子育て支援への関係につきましては、現在の保育所制度以外に認定子ども園や放課後児童クラブ、学童保育などの制度が新たに設けられておりますが、この制度の主な対象は、認定子ども園以外、あくまでも小学生が主な対象となる制度ですし、認定子ども園は幼保一体型を意識したものでございます。当町といたしましては、町内5箇所の保育所で保育対応をしております。保育については、問題がないと考えておりますので、現在の保育体制を継続してまいりたいと考えております。

2つ目の「直接契約」方式への変更が検討されているが、行政の責任は大きく後退しないかということでございます。このことにつきましても、国はこの方式を導入することで施設問が切磋琢磨して、利用者へのサービスを良質のものにし、多様なニーズに対応できるとして提言しておりますが、当町の場合、各小学校区に町立保育所を設置し、町が責任を持って保育行政を進めておりますことから、現時点では直接契約方式の導入は考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

3つ目の「設置基準の見直し」は財政状況により、地域格差が生まれることになるのではないかとということにつきましては、この閣議決定の中で、「設置最低基準の見直し」として取り上げられております内容の一部として、乳児のほふく室の面積は、現行1人当たり3.3という基準になっておりますが、東京などの認証保育所では2.5で認められ、かつ全員が保育資格の保有者でなければならぬところが、その何割かは無資格者が対応しても保育できるとして、待機児童の多い都市部で認証されております事例があり、その制度に具体的問題がないということで保育環境を整えるため、どこまでの最低基準が必要なのかを見直すために、科学的、実証的に検証するというものでございます。

施設設置の場合は、このような事例でいきますと、建設費用の部分で面積の差が生じますので、その影響は幾分出てくると思われます。

このことについても、都市部で多くの待機者を抱える地域のことで、1人でも多くの入所が可能に

なると思いますが、当町といたしましては、財政事情から従来からお話をしておりますとおり、決して良くはありませんが、子どもに多少でも余裕があり、また質の高い保育を目指していきたいと考えております。

現在建築中の統合保育所におきましても、現行の面積を確保し、保育所職員についても有資格者対応することとしております。今年度も若干名の保育士を採用すべく、職員募集を行っているところでございます。

4つ目の、制度改革のねらいは保育を市場化し、営利企業の儲けの場にすることであり、公的保育くずしではないかとのことですが、今回の検討されております保育制度の見直しを主体とした制度改革につきましては、東京都の事例で、さきの基準の見直しについてのお答えで一部触れましたが、認可保育所ではなく、保育有資格者が6割、ほふく室の1人当たりの面積が2.5であれば保育所として認証し、直接契約方式で入所できるなどがございます。

しかし、当町の考えといたしましては、少子化の進む中、町の未来を託す子どもたちを、町が責任を持って保育をしていかねばならないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

子どもに高い保育をしていくと、それから町が責任を持ってしていくという答弁がありまして、一安心をしたいところではありますけれども、国の流れというのは本当にどんどん進んでいきますし、答弁の中でもその東京の事例でこうだからという、うちは安心しておっついでいいよと思ったら大間違いなことが、今までもいろんな制度のことで感じてまいりました。東京が振り出しで地方に悪政を及ぼしてくるというような状況が、これまでもたくさんあります。

ということで、町長の姿勢としては大変評価をするものであり、子どもたちのことを考えてくださっているということではありますけれども、その政府の動きや財政諮問会議や地方分権推進委員会の

提言は、随分昔から幼保の一元化だということであるんな提言もなされ、保育現場は右往左往して保育の措置ということも、それは保育所の運営費も一般財源化されてきたというような問題もありですね、保育現場は大変苦しい状況にあるし、それと我が大台町も含め財政的にも厳しい状況にもなっていることは事実であります。

さきほど「保育に欠ける」入所要件の緩和ということで質問もしましたし、都市部のことでもあるし、今回のことは都市部のことであるし、町はお母さんがパートで働いていても入所できるからということで、答弁されましたけれども、そういうふうに私もパートしてましたけれども、子どもたちは預かっていただいております。

ということもありますけれども、国の動きを見てみると、子育て支援に一般化しようという動きはあると思うんです。学童保育をとってみましても、この典型になってくると思うんですよね。放課後の留守家庭の子どもを対象にしているその放課後児童健全育成事業として、その学童保育が行われてきましたけれども、これも今町で言えば、リフレッシュ親子学園と学童保育が、同じような事業で進んでいくということで、去年一昨年ぐらいから制度が動き始めてという流れで、児童健全育成事業にこう段々吸収されようとしてきているわけでありまして、そういった流れを呼び込むものじゃないのかなと、学童保育と同じようにですね、保育も子育て支援に一般化しようという流れを呼び込んでいくのじゃないかなと私は考えますので、再度答弁を求めるものです。

直接契約についても、町が責任を持ってやっていくから大丈夫という答弁がありましたけれども、もう現在は所得に応じて保育料はいくらということで、保育料も決められておりますけれども、これはもっとこの国が思うようなことで進んでいけば、園、保育園側の財政状況とかによって、保育料金はいくらというふうに勝手に決めることはできますし、給食はいくらやと、何時間でいくらなんやよということで、サービスも細切れになったりとか、保育の中身もこのお金次第になっていくという、そういう国の流れをちょっと踏まえてないと危ないような気もいたしますので、この点についても再度答弁を求めます。

それから設置基準の見直しについては、これは面積や職員配置という問題でありますけれども、舛添厚労相もですね、地方自治体の条例に委ねる方向で検討していくというふうに発言をされております。その小さい子どもたちが1日の大半というのを過ごす場所というのを、もっと良くしてほしいということを保護者の方は願っていると思うんですけれども、そういう願いに逆行するような今の国の動きだと私は思っております。

この今、実施している最低基準というのは戦後間もなくの1948年に、この最低基準が制定をされたわけですが、それぞれの家庭では食事を取る部屋、それから寝室、それからくつろぐ部屋とい

うのが別々というのが、そういう水準が一般的になってきたわけですが、保育園の子どもというのは寝るのも遊ぶのも食べるのも同じ部屋ですよ。こういった状態は置かれたままなので、最低基準というのは改善していくことのほうが望まれるわけで、この基準までなくしてしまうということは、もう歯止めが効かなくなってしまうのじゃないかなと思います。こういった最低基準は改善していくことのほうが、私は求められていくべきやと思いますので、その点についての見解を伺います。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

こういった子育て支援が一般化への動きで、いろんな直接契約なり、あるいは施設基準なり、いろんなものが一般化されていくのではないかというご懸念でございます。こういった経済財政諮問会議等での議論を経てですね、最終的にそうなれば、いわゆる児童福祉法の改正というふうなことになり、またその取り扱いが変わってくると、こういうふうなことになってくるんだろうと思います。

ただですね、今のさきほど申し上げられましたこれまでの補助金ですね、運営補助金等が一銭もきてないんですね、もう国も県もきてない。わずかに交付税の中ではそれなりに見えていただいている部分はあるだろうと思いますが、補助金としては一切ないというようなことでもございまして、気持ちとしては、金も出しておらんのに要らんこと言うてくれるなというような気持ちなんです。

ただ全国見て、その保育の制度というものがどういうふうに変っていくのかというようなことで、まだ定かではない部分がございます。ただおっしゃられますように、東京事例が即地方への影響になってくるということも、よくわかります。そういう事例が今までたくさんあったということでもございますし、東京で議論されたことがですね、地方でそのまま制度化されてくるということで、有無を言わずというような部分は確かにあるんじゃないかなというふうに思っております。

しかし、そういう中でもございますけども、このような町が経営するという、直接経営しているということの中で、その直接契約にしてもですね、ただ単にどこどこ保育園に入りたいというふうなことの中で、保育園と交渉してどうということにはこれならない。これも直接担当もここにおいてです

ね、今5つですけども、5つの保育園を束ねておる担当がおるわけですから、そこできちんと契約しながら入る。そしてまた設置条例等もつくっておるわけですから、そういう設置条例の中でどこがしておるんやというたら、それは大台町やということでございますんで、具体的にどのような制度改正になってくるかまだわかりませんが、そういうような基本的な姿勢でいるところでもございます。

また、設置基準についても地方の条例に委ねていこうということの動きもあるようでもございますが、実際に施設をつくる際にですね、いわゆる補助金がないんですね。今回も保育所の補助金についても電源関係の補助金はいただきますけども、その保育所をつくりますんで保育所用の補助をくださいと、一銭もないというようなことでございますんで、別に2.5 やろが3.3 やろが5 やろが、こちらの自由につくったらええようなことです、金があればの話ですけど、そやで最低基準としてはこうですよというふうなことでの決めになってくるのかなと思いますけども、そのことがですね、具体的にどのようになってくるのかというのは、今後の議論を注視していかなあかんのかなというふうに思います。

気をつけながら見ていきたいなというふうに思いますが、その東京事例が地方にツケを回してくるということには、十分注視しながらですね、それぞれ各自治体でも公立保育所というのは持っているわけですから、全国でもそういうような当然状況はですね、あまり制度改革が変遷が激しいと、それに対する反発もまた出てくるんじゃないかなというふうに思っております。またいろいろと情報もお聞かせいただく中で、こちらも注視してまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひします。

議長（中西 康雄君）

以上で、堀江議員の一般質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

休会日について

議長（中西 康雄君）

お諮りします。

議事の都合、議案の調査のため、9月18日を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（中西 康雄君）

異議なしと認めます。

したがって、9月18日を休会とすることに決定しました。

散会の宣言

議長（中西 康雄君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は9月19日、金曜日、午前9時より再開いたします。

皆さん、お疲れさまでございました。

（午後 3時 51分）